

スペインの外国語教育と日本のスペイン語能力試験

川上茂信

1. はじめに
2. 外国語としてのカタルーニャ語教育
 - 2.1. スペインの多言語性とカタルーニャ語
 - 2.2. IRL
 - 2.3. カタルーニャ語能力の評価
3. セビーリャ大学の取り組み
 - 3.1. PLAN PLUS
 - 3.2. 語学センターの対応
4. 日本におけるスペイン語能力試験
 - 4.1. DELE
 - 4.2. スペイン語技能検定

1. はじめに

本稿では、スペインの高等教育における外国語教育について 2010 年 3 月に実施した現地調査と、日本におけるスペイン語能力試験について報告する。

はじめに、カタルーニャ語の普及を目指す機関であるインスティトゥット・ラモン・リュイの活動について報告する。次に、以前 (川上 2009) に報告したセビーリャ大学語学センターの、前記報告以降の取り組みを取り上げる。最後に、日本におけるスペイン語能力試験とヨーロッパ共通参照枠 (CEFR) との関係を論じる。

2. 外国語としてのカタルーニャ語教育

2.1. スペインの多言語性とカタルーニャ語

この報告が属する研究は「EU および日本の高等教育における外国語教育政策と言語能力評価システムの総合的研究」と題されているが、外国語教育と言っても、スペインは多言語国家であり、自国の国家語対その他の言語という単純な図式は当てはまらない。また、CEFR が念頭に置く複言語・複文化性も、国家語に限定して理解する必要は全くない。したがって、後述するように国家語になっているとはいえ、大部分の母語話者にとっては自国の国家語ではないカタルーニャ語を取り上げることは EU における言語教育のありようを理解する上で大いに意味のあることである。

スペインの多言語性について、詳しくは川上 (2009) に譲ることにするが、本稿の内容に直接関わる点について確認しておきたい。スペインは憲法で国家の公用語をカスティーリャ

語と定めている。このカスティーリャ語は、一般にスペイン語と呼ばれている言語である。また、憲法は、自治州がカスティーリャ語に加えて独自の地域公用語を定めることができると規定している。

自治憲章で公用語を定めているのは以下の地域である。これらの言語は、同時にそれぞれの地域の「固有の言語 (lengua propia)」とされている。

州	憲章制定 (改正) 年	言語
カタルーニャ	1979 (2006)	カタルーニャ語 (catalán, català)
		アラン語 (aranés, aranés) 2006 年から
バレアレス	1983 (2007)	カタルーニャ語 (catalán, català)
バレンシア	1982 (2006)	バレンシア語 (valenciano, valencià)
バスク	1979	バスク語 (euskera, euskara)
ナバーラ	1982	バスク語 (vascuence, euskara)
ガリシア	1981	ガリシア語 (gallego, galego)

表から分かるように、カタルーニャ語は、カタルーニャ自治州、バレアレス自治州の公用語となっている。また、バレンシア語は、独立した言語だという主張もあるが、言語学者の大半はカタルーニャ語のバレンシア方言と見なしている。いずれにせよ el valenciano (valencià) という呼称は一般化していると考えられる。なお、バレンシア自治州は、言語政策上、カスティーリャ語地域・バレンシア語地域・二言語併用地域に分けられている。

スペイン国外ではアンドラの国家公用語 (渋谷 2005: 238) であり、フランスで地方言語 (idem: 260)、イタリアで歴史的少数言語 (idem: 325) として法的に認知されている。話者人口は推計値によって約 600 万から 1000 万の幅がある (中嶋 2008: 11)。なお、坂東 (2005: 1) はカタルーニャ語の「言語人口」を 1080 万とし、ヨーロッパで第 7 位としているが、参照元の Etxebarria (2002: 108) は領域の人口について議論しており、1080 万人全員がカタルーニャ語使用者だとは見なしていないと思われる。

2.2. IRL

インスティトゥット・ラモン・リュイ (Institut Ramon Llull, 以下 IRL) はカタルーニャ自治州とバレアレス自治州が参加して作られたコンソーシアムで (IRL 規約第 1 条)、カタルーニャ語圏の外でのカタルーニャ語・カタルーニャ語圏文化の普及を目的として活動している (同第 4 条第 1 項)。本部はバルセローナとパルマ・デ・マリオルカにあり (同第 2 条第 1 項)、ベルリン、ロンドン、パリ、ニューヨークに事務所を置いている。なお、名称はマリオルカ島に生まれた哲学者・文人で、カタルーニャ語散文の発展に大きく寄与したラモン・リュイ (1235?-1315?) にちなんでつけられた。

IRL の規約第 4 条第 2 項は、上記の目的を達成するために以下の活動をするとして定めている (IRL ホームページ)。

- a) 大学および高等教育機関におけるカタルーニャ語・カタルーニャ語圏文化の教育ならびに研究の振興
- b) 大学以外の場、特にカタルーニャ語圏からの移民のいる地域でのカタルーニャ語教育の促進
- c) カタルーニャ語文学の認知度を、翻訳の振興などを通じて高める
- d) カタルーニャ語で書かれた思想、研究などの認知度を、翻訳やセミナーなどの振興を通じて高める
- e) カタルーニャ語圏外のカタルーニャ語・カタルーニャ語圏研究団体の支援
- f) カタルーニャ語圏における文化創造の認知度を高める
- g) カタルーニャ語圏内外の組織・団体との協働

本稿に直接関わるのはこのうち a のみだが、IRL ホームページ上の情報によれば、現在、28 カ国 160 大学で 7000 人を超える学生がカタルーニャ語・カタルーニャ語圏文化を学んでいるという。

具体的には、各大学と協定を結び、大学が正規の教育課程の中に位置づける形でカタルーニャ語・カタルーニャ語圏文化の授業を開講し、IRL は教員を選定する。契約・雇用は大学が行なうが、その費用は IRL が負担するという形で開講を支援している。なお、2010 年 3 月の調査時点では日本で協定を結んでいる大学はないとのことだったが、その後 1 校と締結し、カタルーニャ語の授業が行われているという。

2.3. カタルーニャ語能力の評価

IRL の規約第 4 条第 3 項 c には公的にカタルーニャ語能力を評価する試験を実施することが明記されている。この能力試験 (Certificats de català) では、CEFR に準拠する形で、A2 から C2 まで 5 段階のレベルが設定されている。実施は年 2 回 (第 1 回が北半球、第 2 回が南半球、ただしマドリードでは 2 回とも実施) で、現在のところ日本では行われていない。

レベル別の試験構成は次のようになっている (IRL ホームページ上の情報から作成)。

レベル	形式	内容	割合 (%)	時間 (分)
Bàsic (A2)	筆記	状況対応	15	15
		聴解	30	30
		読解	25	45
	面接	質疑応答	18	10

		日常的状況	12	
	合計		100	130
Elemental (B1)	筆記	読解	25	60
		作文	12.5	30
		聴解	25	40
		文法・語彙	12.5	40
	面接		25	15
	合計		100	185
Intermedi (B2)	筆記	読解	20	60
		作文	20	90
		聴解	20	75
		文法・語彙	20	60
	面接		20	30
	合計		100	315
Suficiència (C1)	筆記	作文	40	165
		読解	10	
		文法・語彙	25	
	面接		25	30
	合計		100	195
Superior (C2)	筆記	読解・聴解・作文	12	200
		作文	20	
		言語的知識	30	
		社会言語学的・言語史的知識	13	
	面接		25	10
	合計		100	210

内容のうち *bàsic* (A2) の「状況対応 (*adequació a la situació comunicativa*)」は、音声を聞いてそれに対する適切な答えを選択肢の中から選ぶというもの。また *superior* (C2) の「言語的知識 (*coneixements pràctics i teòrics del sistema lingüístic*)」は C1 以下の「文法・語彙」を、音韻を含めて拡充・高度化したもの。「社会言語学的・言語史的知識 (*coneixements del marc sociolingüístic i històric de la llengua*)」では、たとえば「方言 (*dialecte*)」という語がしばしば帯びる否定的なニュアンスについて論じることを求めるというような、カタルーニャ語が置かれてきた社会言語学的状況と関連する問題が想定されている。

3. セビーリャ大学の取り組み

3.1. Plan PLUS

セビーリャ大学の言語教育については、2008年に調査した結果を報告した(川上 2009)が、その後大きな動きがあったので、本稿で報告したい。それは、セビーリャ大学が2009年7月に採用を決定した言語教育ポリシー *Plan de Política Lingüística de la Universidad de Sevilla (Plan PLUS)* である。

同大学のホームページで公開されているプラン文書の前文によれば、このプランはヨーロッパ評議会の指針(2001年、2006年)とアンダルシア州政府による複言語使用振興プラン(2004年)に沿って策定されたもので、当大学コミュニティの言語能力向上と言語教育・学習の質を高めることを狙いとしている。2006年のヨーロッパ評議会による「世界に開かれた複言語ヨーロッパのための複言語大学」宣言において、ボローニャ・プロセスにとって大学の言語ポリシーが果たす役割の重要性が指摘されたが、学生の移動を容易にするといったボローニャ・プロセスが掲げる目標を達成するためには、学生の専攻が何であるかにかかわらず、適切な言語教育を提供することが必要であるとされている。

ここに表明されている理念はCEFRが依拠する複言語・複文化主義そのものだが、それをどう具体化するのが問題である。セビーリャ大学のプランは、すべての学生が卒業時に何らかの言語においてB1レベルの能力を持つとし、その実現のために言語教育のシステムを整備すると規定している。

3.2. 語学センターの対応

セビーリャ大学語学センター (*Instituto de Idiomas de la Universidad de Sevilla*) では、ドイツ語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語、ギリシャ語、英語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語の授業を開講している(前回調査時以降、中国語が加わった)。卒業までに何らかの言語でB1レベル以上に達するという要求は、語学センターの授業を履修する以外の方法で満たしてもよい(たとえば自発的に能力試験を受ける)が、語学センターがこの要求に対して何もしていないわけにはいかない。

前回の調査報告では、EU諸国の公用語ではない日本語の「CEFRに準拠したコース作りは難しい(川上 2009: 223)」という日本語担当教員(日本人)の反応を紹介したが、今回調査したところでは、日本語を含めてすべての言語でCEFRのレベル設定がなされていた。これは、前回調査でインタビューした同じ日本人教員によれば、大学の言語ポリシーがB1という目標を掲げているからには、それに対応したカリキュラムを作る必要があるので、設定せざるをえなかったということだった。つまり、現実問題としてB1レベルの保証を明記していないカリキュラムでは、その言語の受講生が集まらないだろうということがあって、まずB1以上を明示する必要があったのである。カリキュラムと到達目標を精査した末のレベル設定ではなかったということが推測される。日本語の場合、漢字をどのように扱うかが問題になるが、CEFRの記述から具体的なプランを導き出すのは容易ではない。たとえばスペイン各

地の大学で日本語を教えている教員同士で連携するといった動きも特に存在しないようであった。

以下、言語別のレベル設定を挙げる。

	英	仏	伊	葡	西	独	希	露	亜	中	日
1	A2	A2	A2	A2	A2	A1	A1	A1	A1.1	A1.1	A1.1
2	B1	B1	B1	B1	B1	A2	A2.1	A2.1	A1.2	A1.2	A1.2
3	B2	B2	B2	B2	B2	B1	A2.2	A2.2	A2	A2	A2
4	C1	C1	C1	C1	C1	B2	B1	B1	B1	B1	B1

ヨーロッパの、ラテンアルファベットを使用している言語は、ドイツ語をのぞいて C1 まで到達するように計画されている。恐らく既習者の多い英語と、スペイン語と同様ロマンス語であるフランス語、イタリア語、ポルトガル語では、最初の年に A2 をクリアすることが可能という判断であろう。ドイツ語は A1 から始めて B2 までになっている。他の言語は B1 までだが、ギリシャ語とロシア語は A2 を 2 段階に分けている。アラビア語、中国語、日本語については、A1 を 2 段階に分け、最初の 2 年で履修するようになっている。言語系統も文字体系も大きく異なる言語群であり、初歩的なレベルをクリアするのに時間がかかるという判断であろう。レベルの設定は各言語の担当者に任されていたということだが、B1 までとした言語の担当者の間での連絡はあったようだ。

語学センターの所長にインタビューする機会もあった。そこで、所長が CEFR 策定当初からの理解者であり、支持者であるということが分かった。CEFR に対してはきわめて積極的かつ楽観的で、一方的に状況が進んでいくことに戸惑いを隠せない様子の日本語担当教員の態度とは対照的であった。もちろん、ひとりの教員、しかも日本語という EU 圏内においては特殊な言語の担当者の状況を一般化することはできないが、大きな流れとしては、現場からの内発的な動きとは独立に CEFR が定着し、それが実質化していくという過程を経ると予想できるだろう。日本語については、CEFR への個別的対応という現状から、標準化への動きが出てくるであろうが、ある程度時間がかかるかもしれない。

4. 日本におけるスペイン語能力試験

4.1. DELE

CEFR に基づいたスペイン語能力試験としては、スペイン国営セルバンテス文化センター (Instituto Cervantes) による DELE (diplomas de español como lengua extranjera) がある。同センターは、CEFR をスペイン語について具体化したカリキュラムプラン (Instituto Cervantes 2007) を作成しており、スペイン語の授業も行っている。

DELE は日本を含め世界各地で年 2 回実施されている。レベルは A1 から C2 までの 6 段階

が設定されている (同センターホームページ)。

- A1 (入門): 日常に必要な表現を使いこなし、短い文章を作ったり、理解したりすることができるスペイン語能力を証明する。
- A2 (初級): 自分の身の回りのことでよく使う言い回しや表現を理解し、熟知していることや、一般的な質問について、簡単に直接的な情報をやりとりし、よく使う文を作って、意思を伝える事が出来るスペイン語能力を証明する。
- B1 (中級): 日常生活において状況に適した対応をすることができ、要求、願望など基本的な表現方法で表現することができるのに十分なスペイン語能力を証明する。
- B2 (中上級): 専門用語を必要としない一般的な会話において、状況に適した対応をするのに十分なスペイン語能力を証明する。
- C1 (上級): 専門用語などの多岐に渡る用語を必要とする状況において適切に対応するのに十分なスペイン語能力を証明する。
- C2 (最上級): 専門用語などの多岐に渡る用語を必要とする状況や文化的知識が必要な状況において適切に対応するのに十分なスペイン語能力を証明する。

試験の構成は次の通り (数値は分) :

レベル	読解	文章表現 (西作文)	文法・語彙	聞き取り	口頭試験
A1	45	25		20	15
A2	60	50		35	15
B1	90		40	30	10
B2	120		60	30	10-15
C1	90	80		50	20
C2	第1部 90分、第2部 150分				20

4.2. スペイン語技能検定

日本独自の能力試験としては、財団法人日本スペイン協会が「スペイン語技能検定」を行っている。年2回の実施で、6級から1級までの6レベルが設定されている (同協会ホームページ)。

- 6級 (入門): 基礎的な短い文章の読み書きができ、直説法現在終了
- 5級 (初級): 平易な文章の読み書きができ初級文法 (直説法) 終了
- 4級 (中級): 簡単な日常会話ができ、文法を一通り終了
- 3級 (上級): 新聞などが理解でき、一般ガイドに不自由しない

- 2級 (最上級) : ラジオ、テレビが理解でき、一般通訳ができる
- 1級 (プロ級) : 会議通訳、文学翻訳、専門ガイドができる

試験の構成は次の通り :

レベル	内容	時間 (分)
6 級	筆記	60
5・4 級	筆記と 5 分程度の聞き取り	60
3・2・1 級	1 次 : 筆記	90
	2 次 : 面接	

レベルの「目安として 6 級は英検の 4 級、3 級は英検の準 1 級に相当」するとなっているが、特に CEFR との関連づけは行われていない。上の記述からは、6 級から 4 級までが文法シラバスに基づいたレベル分けになっているのに対し、3 級以上は通訳やガイドを務めるための目安になっているように見える。基準の一貫性という点で分かりにくいだが、実際「西検は、4 級と 3 級の難易度の差が大きい (青砥 2011: 3)」という認識が広く行き渡っている。

これは、主に日本におけるスペイン語教育 (文法中心) と需要 (通訳・ガイド) の歴史を反映していると考えられる。CEFR が指向する一般的な能力基準に対して、日本の特殊事情に基づく到達基準であると言える。理論的には、CEFR はこのような特殊事情にも対応できるはずだが、今の基準を CEFR で読み替えるためには、かなり慎重な分析が必要であろう。したがって、現在までの日本のスペイン語教育の状況に対応しているという点で、スペイン語技能検定は一定の存在意義を有すると言える。しかし、スペイン語学習者のニーズが多様化し、また日本社会が多言語多文化性を強めていくにつれ、在日スペイン語コミュニティへの認知度が高まることも予想され、それが能力試験の基準に影響を与える可能性はある。その場合、CEFR を直接採用しないまでも、この参照枠を考慮に入れることは考えられるだろう。逆に、DELE との差異化を図って CEFR とは一線を画すという選択肢もあり得るが、その場合は、「技能」の定義と基準の一貫性確保が課題となる。

<参考文献>

- 青砥清一 (編著) (2011). 『スペイン語検定対策 3 級問題集』. 白水社.
- 坂東省次 (2005). 「カスティーリャ語からスペイン語へ」. 坂東省次, 浅香武和 (編), 『スペインとポルトガルのことば』, 1-36. 同学社.
- Etxebarria, M. (2002). *La diversidad de lenguas en España*. Espasa, Madrid.
- Instituto Cervantes (2007). *Plan curricular del Instituto Cervantes: niveles de referencia para el español*. Edelsa, Madrid, 2.^a edición.
- 川上茂信 (2009). 「スペインにおける言語状況と言語教育」. 富盛伸夫(編), 『拡大 EU 諸国におけ

る外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究』, 平成 18-20 年度科学研究費補助金
基盤研究(B) 研究プロジェクト報告書(課題番号 18320088), 213-226.

http://www.tufs.ac.jp/common/fs/ilr/EU/EU_houkokusho/kawakami.pdf.

中嶋茂雄 (2008). 『少数言語の視点から-カタルーニャ語を軸に-』. 現代書館.

< 関連サイト >

スペイン憲法: <http://www.boe.es/aeboe/consultas/enlaces/constitucion.php>

自治憲章: http://www.boe.es/aeboe/consultas/enlaces/estatutos_autonomia.php

インスティトゥット・ラモン・リュイ (IRL): <http://www.llull.cat/>

IRL 規約: http://www.llull.cat/_cat/_quisom/

[quisom_estatuts.shtml?seccio=quisom&subseccio=estatuts#.Txj2a5iUxFY](http://www.llull.cat/_cat/_quisom/quisom_estatuts.shtml?seccio=quisom&subseccio=estatuts#.Txj2a5iUxFY)

言語教育: http://www.llull.cat/_cat/_quisom/

[quisom_llengua.shtml?seccio=quisom&subseccio=llengua#.Txj5N5iUxFY](http://www.llull.cat/_cat/_quisom/quisom_llengua.shtml?seccio=quisom&subseccio=llengua#.Txj5N5iUxFY)

セビーリャ大学: <http://www.us.es/>

Plan PLUS: <http://centro.us.es/secridi/noticias/plus.pdf>

語学センター: <http://www.centro.us.es/idi/php/index.php>

セルバンテス文化センター: <http://tokio.cervantes.es/jp/default.shtm>

日本スペイン協会: <http://www.casa-esp.com/index.html>